

特集

和寒町民憲章



挨拶を行う川江委員長

8月28日(木)、役場において第1回自治基本条例策定検討委員会が開催されました。この検討委員会は平成22年4月から施行予定の自治基本条例(仮称)の策定に向けた協議検討を進める諮問機関として設置され、団体推薦による委員及び識見者の委員10名に

自治基本条例(仮称)の検討はじまる 協働のまちづくりをめざして

町長から委嘱状が交付されました。(委員は下表のとおり)
今年度は4回の会議を予定し、条例の調査研究や条例案の検討を進め、役場内のプロジェクトチームと意見交換を行いながら策定作業を進めていくこととなります。

■自治基本条例とは

自治基本条例とは、まちづくり(自治体運営)の理念や原則とそのための制度やしきみをルール化した自治体の最高規範と言われています。一般的には自治

の担い手(町民、議会、町など)の役割、町政運営の原則、しくみが定められ、自治体によっては「まちづくり基

自治基本条例策定検討委員会委員(敬称略)

区分	氏名	団体名及び役職	備考
団体推薦	川江 和男	北ひびき農協 副組長	委員長
	橋 修一	商工 会理事	
	川口 万里	社会福祉協議会 会長	
	福井 教之	教育委員会 委員	副委員長
識見者	三浦 道幸		
	十川 洋一		
	山住 浩		
	菊地 美智子		
	田中 利英		
	高岡 純孝		

本条例」といった名称で呼ばれることもあります。この条例は、一層のまちづくりを推進できるとして全国に先駆けて二セコ町が平成12年12月にまちづくり基本条例を制定したことから、全

国でも条例制定に向けた動きが加速していきました。既に道内でも33自治体が制定しており、管内では旭川市、富良野市、美瑛町、下川町、中川町が条例を制定しているほか、他の自治体においても、条例制定に向けた検討が進められています。

■自治基本条例（仮称）の必要性

平成12年4月に地方分権一括法が施行されました。これらの法律は、これまでの国主導のものから、国と自治体が協力・対等の関係とされることに大きな特徴があります。そのため、自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」といった自己決定・自己責任に基づく自律したまちづくりが求められるようになりました。

しかし、近年の厳しい財政状況のもとと多様化する住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取り組みを行政だけが行うことにも限界が生じてきています。そのため、町民の皆さんのご理解とご協力のもと、本年度4月からは各行政区から自治会へと移行を果たし、協働のまちづくりを行うための基礎となる体制が構築されるとともに、地方分権時代に対応できる本格的な参

画と協働のまちづくりがスタートしたことになります。

これら参画と協働のまちづくりを進めるうえで最も重要になってくるのが、自治基本条例（仮称）といえます。

町民

町民と議会と町、それぞれの役割と責任を明確にし、町民参加による協働のまちづくりを進めます。

議会

町



自治基本条例（仮称）のQ&A

Q 自治基本条例（仮称）ができる私たちの生活は変わるのですか。また、町民はまちづくりのために何かしなければならぬのですか。

A この条例は、まちづくりの原則や基本理念などを定めるものであり、条例が制定されることで、私たちの暮らしが目に見えて大きく変化するわけはありません。また、町民の参加を義務付けるような内容のものでもありません。しかし、まちづくりを進めるにあたって、それぞれの役割や責任を明確にし、町民参加のまちづくりを進めていく過程において、町民の皆さんの意見や要望が町政運営に意見反映されることとなり、その結果どのような施策が講じられたか、また今後どのような施策が必要かなど、お互いの情報を共有し、町民みんなで住み良いまちづくりを考えていくことにつながります。そのため、これらまちづくりを行うための基本的なルールを定めることを考えています。

Q 自治基本条例（仮称）はどのような決まるのですか。また、その内容はどのようなのですか。

A 前ページにおいて、町民の代表による策定検討委員会を設置しました。この検討委員会において条例の調査研究を行いながら条例案の策定を進め、来年度には、町民を代表する委員を拡大しながら（仮称）「自治基本条例策定町民会議」を立ち上げ、本格的な原案協議を行う予定になっています。

正式な自治基本条例（仮称）はこれらの協議を得ながら、関係機関との協議を行い、平成21年12月の条例提案をめざし、平成22年4月の施行をめざすこととしています。

自治基本条例（仮称）の策定に向けて

自治基本条例の性格からも町民の皆さんと情報を共有し、住み良いまちづくりを町民の皆さんで考えていくことが重要になっています。そのため、自治基本条例の策定に関する内容について広報誌等を通じてお知らせするとともに、会議等を原則公開することとしています。

条例制定に関してのご意見ご要望などがありましたら、総務課まちづくり推進係（電話32・2421）までご連絡ください。